

監査報告書

2025年5月21日

学校法人 瀬木学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 瀬木学園

監 事 加藤 克彦 

監 事 三輪 博美 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）及び学校法人瀬木学園寄附行為第14条（令和2年4月1日施行）の定めに基づき、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における学校法人瀬木学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行い、その結果につき下記のとおり監査報告書を作成し、提出いたします。

記

1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査においては、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査においては、有限責任監査法人トーマツから会計監査の計画、方法と監査業務の品質管理方針並びに監査の報告及び説明を受け、かつ、必要と認められる方法を実施して、会計書類の正確性を検討しました。

2. 監査の結果、学校法人瀬木学園について以下のとおりであることを認めます。

- (1) 業務、政策に関する決定及び執行は適切であり、かつ、予算に適正に反映されていることを認めます。
- (2) 資金収支計算書（内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（内訳表を含む）、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為（令和2年4月1日施行）に違反する重大な事実はないものと認めます。